

あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託を行う公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和7年 4月 25日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 委託業務の名称

あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 委託料の上限額

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業は、観光庁補助金「地域観光魅力向上事業」の採択を前提としていることから、同補助金が不採択の場合及び減額内示があった場合においては、業務内容の変更及び上限額変更の可能性がある。

2 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 旅行業及び旅行業者代理業を取得している事業者であること。
- (5) 業務について、十分な業務遂行能力と、令和元年度以降、東北エリア及び福島県内

において本業務と類似の業務の受託実績（成果）を有する者であること。

（６）業務遂行における現地調整が可能な実施体制を有する者であること。

（７）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 参加手続き等

「あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該実施要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

「あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託事業者選定審査会」の審査において、提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、優先交渉事業者及び第２位優先交渉事業者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町３番１号

福島市 商工観光部 観光交流推進室 担当：中野、工藤

TEL 024-525-3722 FAX 024-535-1401